

原安 第 331 号
平成23年10月28日

日本共産党佐賀県委員会 様

佐賀県知事 古川 康

佐賀県知事に対する申し入れに対する回答について

2011年9月30日付けで提出のあった申し入れ及び2011年10月5日付けで提出のあった申し入れについて、別紙のとおり回答します。

9月30日付け申し入れに対する回答

- 1, これまでの「やらせ」に関する質問のうち、①九電に対しての抗議などをしたのかどうかについては、お答えがありませんでした。
- ②のプルサーマルをめぐっての討論会等に「やらせ」「動員」がされていたことにより、プルサーマルは中止を求めましたが、明確な回答はありませんでした。この2点の回答をお願いします。

(答)

平成23年8月24日付け回答文書でお答えしたとおりです。

- 2, 古川知事は6月21日の朝、知事公舎で九電の段上前副社長らと会い、会話がメモとして残っています。その大筋の内容は認めているものの、多少「ニュアンスが違う」「しゃべりすぎた」といいわけをしています。多少の違いはあったとしても、大旨6項目の内容は同じというわけですから、「反対派にも賛成派にも会わない」と言ってきたこととは大きく異なります。これについての率直な反省がないのではありませんか。そこが知事の「私自身責任をとらなければならないとの認識に立っていない」ことにつながるのではないのでしょうか。

(答)

私が「賛成派・反対派のどちらとも会わない」と申し上げていることについては、再起動への理解を求めて面談を申し込まれていたら、私はお断りをしていましたし、そのほかの人であっても、同じように判断したと思っています。その考え方は現在も変わりません。

ただ、あの時期に、退任挨拶のためとはいえ九州電力の幹部の方々と面談したこと、また、その時に再起動をめぐる情勢について話をしたことは、思慮に欠ける点があったと深く反省しています。

- 3, 九電の大坪メモは、段上副社長の備忘録的メモとありますが、それが社長に届くよう秘書宛に送られたり、原発本部長宛に送られたことにより、個人のメモではなく、公的な「社内文書」になっています。
- 雑談ではなく、最初からメモをとる準備があり、録音されていなければとてもあれだけの詳細なメモとしてまとめることはできないと思います。
- 一連の流れは、雑談ではなく「情報提供」ないしは「協議」です。

「賛成派とも反対派とも会わない」どころか、当事者と会っていることはさらに県民からの不信を強め、県民との約束に逆らうことになるのではないのでしょうか。知事がどんなに否定されても、その責任はきわめて重いものです。九電の第三者委員会の郷原委員長も知事の態度について「原発の是非についての県民の判断、審判の場への介入を求めること自体が不適切」（8／3報道）と指摘しました。そのことを重く受け止めるべきですが、いかがお考えでしょうか。

（答）

私は九州電力に対し、いわゆるやらせメールを要請したという事実はありません。私の意図や真意とは違うところでつくられたものによってもたらされた結果について、私が責任をとらなければならないということにはならないと考えています。

しかしながら、今後は、私自身の発言の重みや影響を改めて自覚し、より慎重に事に当たってまいります。

4、今後の九電との関係ですが、「個人であっても九電幹部からの政治献金は受け取らない」ことをハッキリと言明してください。そうでなければ県民の目からは、知事がいくら「献金が公務に影響することはない、運転再開の議論とは区別している」といっても、信頼できないとうつるのではないのでしょうか。

（答）

政治資金規正法により一定の要件のもとに個人献金は認められており、九州電力社員からの個人献金は法令上の問題はないと思っています。

しかし、今回のできごとを踏まえ、個人献金といえども九州電力社員からの資金提供は受けないこととしました。

5、停止中の2号機3号機の再稼働については、緊急安全対策の「短期対策」だけでなく「中長期対策」を行った上で、県民投票を行ってください。

（答）

政府としてのストレステストの判断基準や再稼働に向けての具体的な取り組み方針などがいまだ明確ではないため、再稼働について言及する段階ではないと考えていますが、県としては、安全性の確保が大前提と考えています。

いずれにしても、定期検査中の原子力発電所の運転再開の判断については、まずは、法令に基づき一元的に規制監督の責任を負っている国が責任を持って判断するととも

に、国民、住民の不安に対して説明責任を果たすことが必要だと考えています。

6、老朽化した1号機について、専門家による検討会議を立ち上げるとしていたのに、現在白紙にされています。知事が「やらせ」に関係があるかなかろうが、このこととは切り離して検討をはじめ、公正な機関に試験片の検査などを依頼していくべきです。県民の安全を何より優先した行動をとっていただくようお願いします。

(答)

この専門家会議については、去る7月11日に、会議を設置することで調整していることを公表したところですが、その後、九州電力のメール問題に関する知事の発言の影響について、マスコミ等による報道が集中する中、純粋にアカデミックな環境での議論を行っていただくことが難しいと考え、一旦白紙に戻しています。

10月5日付け申し入れに対する回答

1, プルサーマル導入に関する2005年12月県主催の公開討論会での「仕込み」について、第三者委員会は「やらせメール」の原型になったと指摘している。シナリオ案や進行台本は県が九電に要請して作成・提供してもらったと報告で述べ、6つのグループに分けた推進派発言の席表まで示した絵図があり、最後の質問者はプルサーマル推進派で締めくくると進行シナリオにも書かれている。またコーディネーターやパネリストの候補者提案を原子力安全保安院から受けていたとも記され、九電からも資料提供を受けている。さらに討論会後に九電から県当局に挨拶があった際に、「発言者のバランスがとれて、九電には感謝している」と挨拶が交わされたことも記されており、県と九電の関わりが明らかになっている。こういった要請が適切なことだったのか第三者委員会は問題を指摘している。これらの指摘を知事は解明すべきである。第三者委員会の報告が事実と反するならば、具体的に反論すべきである。

(答)

プルサーマル公開討論会に関しては、9月30日の九州電力第三者委員会の最終報告の中で、県の関与に関して記述があったことや資料が出されたことについて、県として、現在、事実関係の調査を行っています。

2, 6月26日の国主催の「県民説明番組」に於ける「やらせメール」の発端となったと指摘されている6月21日の知事発言について、第三者委員会はプルサーマル導入時とよく似た構図だと示した上で「決定的な影響を与えた」としている。だが、知事は「会って話したことは軽率だった、反省している」と繰り返しているだけで、率直に結果責任を認めていないため、県民の不信は広がっている。九電の第三者委員会の「決定的な影響を与えた」との指摘があり、結果責任は負うべきである。

やらせメールに関して知事は「真意ではない」「事実ではない」というならば、何が真意なのか、事実は何なのか明らかにすること。

(答)

私の真意は、経済界などに再起動を求める声があるのであれば、そういったものを出すことも必要ということであり、九州電力に何かを要請したわけではありません。

私の意図や真意とは違うところでつくられたものによってもたらされた結果について、私が責任をとらなければならないということにはならないと考えています。

しかしながら、今後は、私自身の発言の重みや影響を改めて自覚し、より慎重に事に当たってまいります。

3、第三者委員会の最終報告を謙虚に受け止め、2005年のプルサーマルに関する公開討論会と、2011年6月26日の県民説明会に関するやらせメールの発端となった事案に関する調査については、内部調査では限界があるため、県として外部の有識者による第三者委員会を立ちあげること。

(答)

2005年12月に県が主催したプルサーマル公開討論会に関しては、9月30日の九州電力第三者委員会の最終報告の中で、県の関与に関して記述があったことや資料が出されたことについて、県として、事実関係の調査を行います。

また、2011年6月26日の国主催の県民説明番組に関するやらせメールの発端となつたとされる事案に関する調査については、既に県として事実確認をしていることから、改めて調査することは考えていません。

4、九電の第三者委員会は、原発をめぐる国民・県民意識の変化を示し、福島原発事故後「絶対安心」の神話は崩壊したと述べている。県民にとっても、原発事故の恐ろしさはよそ事ではなく、玄海原発への不安を大きくしている。知事自身も5月の臨時議会で、「安全は神話ではない」という立場で共産党議員に答えている。そういうなかで、県民のいのちと安全を最優先に考えるべき知事が、「再稼働ありき」ではないと装いつつ、また「賛成派にも反対派にもあわない」といいながら当事者の九電幹部とあい、再稼働のための世論誘導を図っていたことは、嘘とごまかしの姿と言わざるを得ない。県民にとって許し難い重大な裏切り行為である、この態度の違いについて県民にハッキリ説明すること。

(答)

私は、九州電力に対し、世論操作をする目的を持って、何か発言をしたという事実はありません。

原子力発電所の安全性については、3月11日以降、相当の期間をかけて議論を行い、定期点検中の玄海原発の安全性の確保について議論をしてきました。安全性について、私は、6月17日の県議会で原子力安全・保安院の説明に一定理解できると答弁し、確認のために専門家の意見も聞くことを残すのみとなっていました。また、6月18日には海江田経済産業大臣（当時）が安全宣言を出され、さらに、その翌日、6月19日には菅内閣総理大臣（当時）がウェブ上の国民対話で海江田大臣と同じ考えという発言

をされました。

このように、自分として安全性について一定の納得ができていた中で、再稼働の責任者である経済産業大臣の安全宣言が出され、政府としての方針も示されたことから、当時は、エネルギーの安定供給のために再起動に向けたステップを踏む段階に来たと考えていたところです。

ただ、現時点においては、政府としてのストレステストの判断基準や再稼働に向けての具体的な取り組み方針などがいまだ明確ではないため、再稼働について言及する段階ではないと考えていますが、いずれにしても、私としては、安全性の確保が大前提と考えていたことは変わりません。

5, こういった知事のもとで、玄海2号機・3号機の再稼働についての判断は任せられない。知事には判断の資格がない。最低でも緊急安全対策がきちんと取り生まれ、国の体制が経済産業省と保安院や安全委員会が切り離された後に、あらためて県民投票を行うこと。

(答)

政府としてのストレステストの判断基準や再稼働に向けての具体的な取り組み方針などがいまだ明確ではないため、再稼働について言及する段階ではないと考えています。

いずれにしても、定期検査中の原子力発電所の運転再開の判断については、まずは、法令に基づき一元的に規制監督の責任を負っている国が責任を持って判断するとともに、国民、住民の不安に対して説明責任を果たすことが必要だと考えています。

6, 知事の九州電力との関係については、「原子カムラ」との一員と見なされる不透明な関係を一掃するため、これまで受け取っていた政治献金やパーティー券代金を返金すること。さらに重粒子線がんセンターの建設や、唐津市大手口再開発ビル建設への九電からの寄付を受けるようになった、県の要請と経緯について明らかにすること。

(答)

これまでに受け取っていた政治献金やパーティー券代金については、適法に行っていたものであり、返金することは考えていません。

しかし、今回のできごとを踏まえ、九州電力社員からの資金提供は受けないこととしました。

九州国際重粒子線がん治療センターは、県が中心となって産学官共同で推進してきたプロジェクトであり、経済界、医療界、大学、行政の関係者で構成する事業推進委

員会を組織し、メンバーには九州電力からも参画いただいて事業計画を策定しました。事業計画では、資金については県補助金のほか民間からの出資・寄附で調達することとしており、その調達活動の中で事業主体である財団が九州電力に対して寄附の要請を行い、その際、財団からの依頼を受けて、プロジェクトの推進役の立場である県からも九州電力へ財団の要請に対する協力依頼を行いました。これを受けて、九州電力は事業の趣旨に賛同し、地域貢献活動の一環として寄附をされることとなったものです。

また、唐津市大手口再開発ビルについては、唐津市では、まちなか再生の中核的な事業として整備された「唐津市大手口再開発ビル」のなかに、市民の文化活動の場やまちづくりの推進拠点となる「唐津市民交流プラザ」を設置することとなり、その経費の一部に充てるため、九州電力に対して寄附を要請され、併せて県に対しても九州電力へ副申を行うよう依頼がありました。

県としてはこの事業がまちなか再生の実現にも大きく寄与するものと期待されること、それまでもまちなか再生の重点支援地域として唐津市の取組を支援してきたこと等から「唐津市民交流プラザ」への寄付を九州電力に対して要請したところです。

九州電力ではこうした説明を通じて事業の趣旨に賛同し、地域貢献活動の一環として寄附をされることとなったものと考えています。

地域の団体等が地域振興のための事業を実施するにあたり、企業に対して寄附などの支援を求めることは一般的に行われていることであり、九州電力としても事業趣旨に賛同され、ご協力をいただいたものと考えています。

7、老朽化した1号機について、専門家による検討会議を立ち上げること。

(答)

専門家会議については、去る7月11日に、会議を設置することで調整していることを公表したところですが、その後、九州電力のメール問題に関する知事の発言の影響について、マスコミ等による報道が集中する中、純粋にアカデミックな環境での議論を行っていただくことが難しいと考え、一旦白紙に戻しています。

8、仕込み発言で世論を誘導したプルサーマル運転については無効であり、中止すること。

(答)

県では、玄海原子力発電所3号機のプルサーマル計画については、安全性の確保を大前提とし、その上で、地元玄海町の意向や周辺地域住民、県議会の議論などを踏まえて、総合的に判断した結果、事前了解を行ったものです。

プルサーマル計画の中で、安全性に関する判断については、事前了解の申し入れ（平成16年5月28日）から2年近くの時間をかけ、県民の皆様からの様々なご意見や公開討論会での慎重、推進双方からの議論を踏まえて、安全性は確保されると判断したところです。

このうち、県主催の公開討論会は、安全性に関する論議を深めるため、プルサーマルに慎重、推進双方の立場の専門家の方に安全性に関する議論をしていただくことを目的に開催しました。

ご来場いただいた県民の皆様にも、そうした議論を聞いていただくことでこの問題に対する理解を深めてもらえればという思いはありましたが、県としては、来場者の安全性に対する理解が深まったかどうかということ判断を行ったわけではなく、議論の内容などについて論点を整理、検討したうえで、安全性に関する判断を行ったものです。

このため、九州電力の動員や仕込み質問があったことが県の判断に影響を与えたということはなく、県としての、プルサーマル計画の安全性に関する判断が無効であるとは考えておりません。